

すこしを、しうあざやきたる御こゝろにはまづめがたし、

〔北條五代記〕房州里見家の事

見しは今安房上總は南の海中へうかび出た、島國とおなじ此兩國を里見の家數代持つ、君臣相傳り長久の國なり、然るに隣國下總の國と代々た、かひて、つゐに無事なる事をきかず、去程に、兩國の侍親おうち孫ひこやしは子の末迄も、他國を見たる人なし、是誠に希代のためしなるべし、古歌に、

親のおや子の子の子まで山賤のほたの火けたで形見とぞする、とよめるも、是にたぐへて思ひ出せり、

嫡孫
庶孫

〔伊呂波字類抄〕知人倫嫡孫

〔令集解〕四十一釋云、除嫡孫之外皆爲衆孫也、古記云、除嫡孫之外、諸孫祖孫爲二等是也、俗云、宇麻古也、

〔續日本紀〕文武大寶元年七月戊戌、太政官處分、略功臣封應傳子、若無子、勿傳、但養兄弟子爲子者、

聽傳、其傳封人亦無子、聽更立養子而轉授之、其計世業一同正子、但以嫡孫爲繼、不得傳封、

〔諸例集〕一嫡孫承祖たるもの、親類書に、祖父認方、并甥之家相續等之儀、

同年○文化元年六月廿一日、阿部播磨守を問合、久田縫殿頭差出袋廻し、

嫡孫承祖たる者、親類書等ニ、祖父を父と認候儀ニ御座候哉、左候得者、祖父も嫡孫を嫡子と認候而宜御座候哉、又者忌服日數已父嫡子之通ニ而名目者、其儘祖父嫡孫と心得候而宜御座候哉、

書面之通者、祖父嫡孫と書出、譯書ニ其譯認候事に候、

一甥之家を致相續候得者、甥を父ノ如く服忌請候儀ニ御座候得共、親類書ニ者父と不認、名前計認置、譯書ニ右相續之譯認候而宜御座候哉、又者父之如く服忌請候上者、父と認候儀ニ御座候哉、